

[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙▼](#)[刊行物等▼](#)[法令等▼](#)[お知らせ▼](#)[ホーム](#) / [国税庁等について](#) / [国税庁の概要](#) / [国税庁の取組](#)/ [令和8年10月1日からの税務署総合窓口の受付時間について](#)

令和8年10月1日からの税務署総合窓口の受付時間について

令和8年8月3日

国税庁では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和8年7月21日閣議決定）等を踏まえ、納税者利便の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、税務手続のデジタル化を推進しており、e-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充に鑑み、令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

また、税務署の総合窓口では、来署することなく手続を行うことができる、e-Taxやキャッシュレス納付などのオンライン手続をご案内しておりますので、是非、ご利用ください。

なお、総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。

税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。

税務署総合窓口の受付時間

【原則】午前9時から午後3時

（上記時間内の来署に御協力をお願いします）

※ 総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。